

写

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年2月22日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 座間市入谷西五丁目50番23号
神奈川県座間警察署長
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し10万5,600円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和4年1月7日午前10時33分頃
- 4 事故発生場所 座間市栗原中央二丁目21番1号先路上
- 5 事故の状況 庁用車が減速したところ、凍結した路面でスリップしたことにより、道路標識に接触し、破損させたものである。
- 6 損害賠償の額 10万5,600円

